

平成28年8月17日 独立行政法人日本スポーツ振興センター スポーツ振興事業部





# スポーツ振興くじ助成について



#### | スポーツ振興くじ(toto)について



#### 【日本のすべてのスポーツのために】

スポーツ振興くじは、子どもからお年寄りまで、誰もが身近にスポーツに親しめる環境整備や、競技水準の向上のための環境整備など、新たなスポーツ振興政策を実施するため、その財源確保の手段として導入されたものです。 独立行政法人日本スポーツ振興センター (JSC) では、スポーツ振興くじの収益をもとに、地方公共団体及びスポーツ団体が行うスポーツの振興を目的とする以下の事業に対して「スポーツ振興くじ助成金」によるスポーツ振興事業助成を平成14年度から実施しています。

- ① 国際的又は全国的規模のスポーツの競技会等を開催するための大規模スポーツ施設の整備事業
- ② 地域における身近なスポーツ施設の整備事業
- ③ 地域におけるスポーツ活動の拠点であり地域住民の交流の場となる「総合型地域スポーツクラブ」の創設及び活動事業
- ④ 地方公共団体が地域住民等を対象に、スポーツの参加とその継続を促進するために行う事業
- ⑤ スポーツ団体が、中央レベルから地域レベルまで一体となって、将来性を有する競技者を組織的・継続的に 発掘、育成を行う事業
- ⑥ 我が国において国際的な規模のスポーツの競技会を開催する事業
- ⑦ 東日本大震災の被災地でのスポーツ振興に係る復旧・復興支援事業
- ⑧ 東京オリンピック・パラリンピック競技大会等の開催に係る事業
- ⑨ スポーツ団体が、スポーツの振興のために行う事業

これらの事業は、いずれも我が国のスポーツの振興を図る上で重要な事業であり、スポーツ振興くじ助成金は、 地域やスポーツ団体の運動・スポーツ活動を支援することで、これら事業の実施がますます推進され、豊かなス ポーツ環境の整備に寄与するものです。

スポーツ振興くじ助成金を活用したスポーツ振興事業助成を推進するため、多くの皆様からスポーツ振興くじ(toto)に対する御理解と御協力をいただけるよう努めてまいります。







# 総合型地域スポーツクラブ活動助成について



### 総合型地域スポーツクラブ活動助成①

地域住民が自主的・主体的に運営する「総合型地域スポーツクラブ」の創設、活動事業等に対して助成することにより、地域におけるスポーツ活動の拠点であり地域住民の交流の場となる総合型地域スポーツクラブの創設及び育成の促進を図ることを目的とします。

	事業名称及び概要	助成対象者	助成対象 期間	助成対象経費 の限度額	助成割合	助成金 の限度額	
	総合型地域スポーツクラブ創設支援事業						
創設	総合型地域スポーツクラブを創設するために設立された非営利の団体が行う総合型クラブの創設に関する活動に対して補助を行う事業 総合型地域スポーツクラブ創設事業	<ul><li>1 市町村</li><li>2 (公財)日本体育協会</li><li>3 (公財)日本レクリエーション協会</li></ul>	継続した2か年度又はク ラブ設立の日までのい ずれか短い期間	下限 400 千円 上限 1,200 千円	9/10	1,080 千円	
	総合型地域スポーツクラブを創設する事業	市町村		創設支援事業と同じ	,		
	総合型地域スポーツクラブ自立支援事業						
	総合型クラブの活動拠点における活動に対して補助を行う事業(クラブマネジャーの設置を除く)	1 市町村 2 (公財)日本体育協会	活動基盤強化事業、ク ラマネ設置(支援)事 業を含め継続した5か年	下限 400 千円	9/10	2,160 千円	
育成	<b>※</b> ※  ※  ※  ※  ※  ※  ※  ※  ※  ※  ※  ※	3 (公財)日本レクリエーション協会	度	上限 2,400 千円			
	総合型地域スポーツクラブ活動基盤強化事業						
	非営利法人である総合型クラブが、活動拠点にお	非営利法人である総合型地域スポーツクラブ	自立支援事業、クラマ ネ設置(支援)事業を	下限 1,000 千円	9/10	2,160 千円	
	いて行う活動(クラブマネジャーの設置を除く)	Control to the Control of the Contro	含め継続した5か年度	上限 2,400 千円	2422	Approximate the contract of th	
	クラブアドバイザー配置事業						
育成支	クラブの創設から自立・活動までを一体的にアド バイスできる「クラブアドバイザー」を配置する	1 都道府県 2 都道府県が出資又は拠出した スポーツ団体	当該年度	ト限 5,000 千円	9/10	4 500 TM	
援	事業	3 (公財)日本体育協会 4 都道府県体育協会	当数件成	上限 5,000 千円 (クラブアドバイザー 1人につき)	9/10	4,500 千円 (クラブアドバイ ザー1人につき)	



### 総合型地域スポーツクラブ活動助成②

		事業名称及び概要	助成対象者	助成対象 期 間	助成対象経費 限度額	助成割合	助成金の額	
	9	総合型地域スポーツクラブマネジャー設置支援事業						
公共性の向上		総合型クラブマネジャーを雇用し、クラブマネジ メントの強化及びクラブが実施する事業の公共性 の向上を図る事業に対して補助を行う事業	2 (公財)日本体育協会	自立支援事業、活動基 盤強化事業を含めて継 続した5か年度		9/10	1,944 千円	
		総合型クラブマネジャーを雇用し、クラブマネジ メントの強化及びクラブが実施する事業の公共性 の向上を図る事業	非営利法人である総合型地域スポーツクラブ	自立支援事業、活動基 盤強化事業を含めて継 続した8か年度		9/10	1,944 千円	

### 東日本大震災復旧・復興支援助成

東日本大震災で被害を受けた総合型地域スポーツクラブの活動に対して助成することにより、被災地における総合型地域スポーツクラブの復旧・復興及び地域のスポーツ環境の充実を図ることを目的としています。

		事業名称及び概要	助成対象者	助成対象 期 間	助成対象経費 限度額	助成割合	助成金の額
	被災地の総合型地域スポーツクラブ活動基盤強化事業						
育成	1 1	非営利団体である総合型クラブが、活動拠点にお いて行う活動(クラブマネジャーの設置を除く)	東日本大震災による災害救助法適用市町村(東京都	原則、平成24年度から 平成28年度までの5か年 度	上限 4,000 千円	10/10	4,000 千円
☆ 被災地の総合型地域スポーツクラブマネジャー設置事業 共							
性の向上		メントの強化及がクラフか軍施する事業の公共性	東日本大震災による災害救助法適用市町村(東京都	原則、平成24年度から 平成28年度までの5か年 度	上限 4,596 千円	10/10	4,596 千円



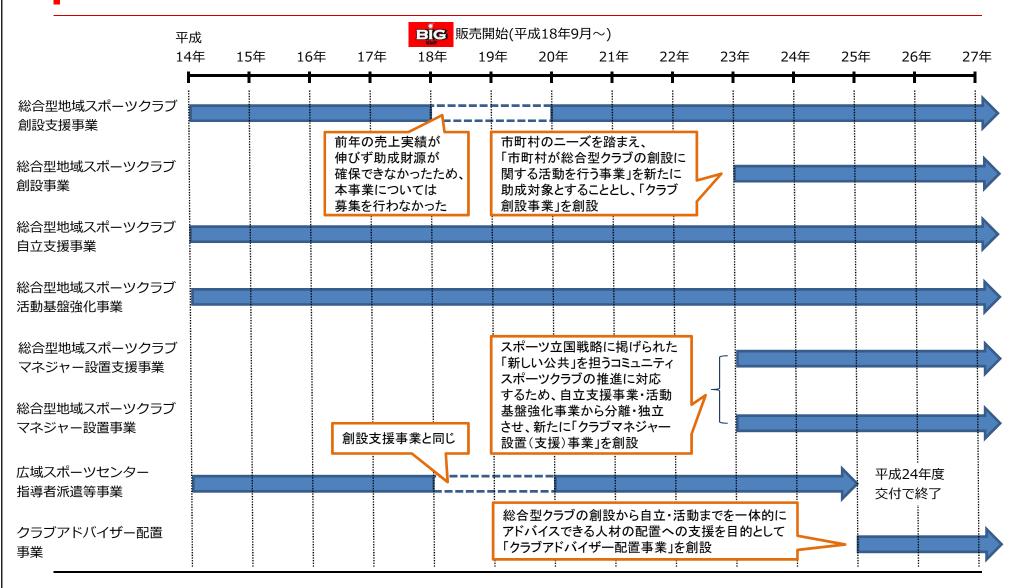




## スポーツ振興くじ助成金交付対象事業の変遷

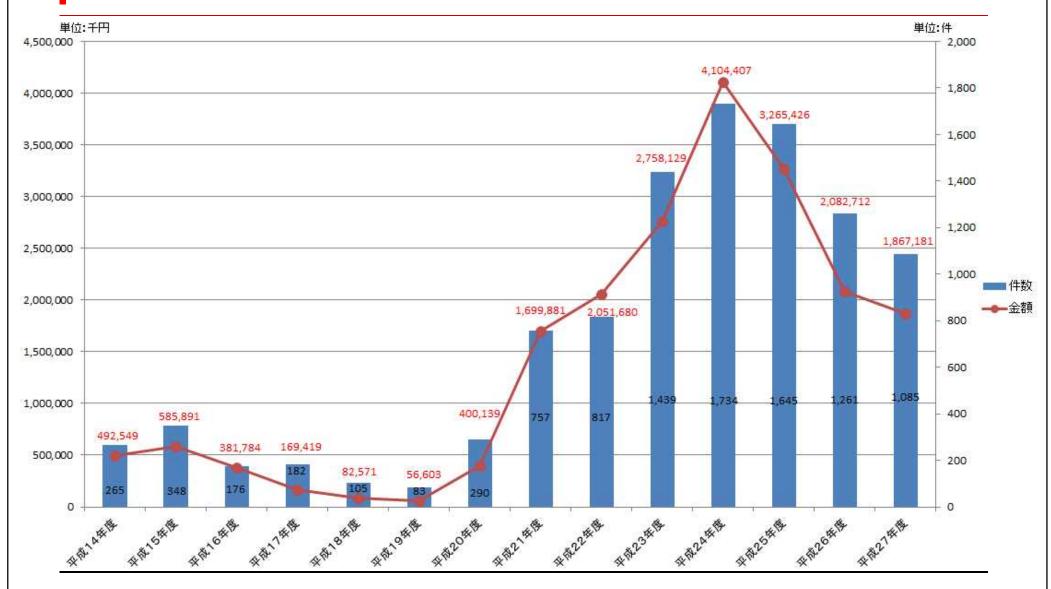


### スポーツ振興くじ助成金交付対象事業の変遷(平成14〜27年度)





### 総合型地域スポーツクラブ活動助成交付額の推移(平成14~27年度)









## 総合型クラブを取り巻く状況と課題



### 総合型クラブを取り巻く状況と課題

#### 取り巻く状況

- ・助成期間終了後にクラブマネジャーや 指導者の賃金・謝金の削減、設置解消等 を行うクラブが散見される。
- ・ガバナンス能力や会計処理能力が 欠如している 団体が見受けられる結果、 不適切・不適当な経理が散見される。
- ・全国共通の基準が無いため、総合型地域 スポーツクラブの理念を十分に理解した 組織・運営体制となっていない団体が 見受けられる。

・平成27年度現在、クラブ育成率が 80.8%である。

#### 課題

総合型地域スポーツクラブの自立につながる助成制度とすることが必要。



ガバナンス能力や適切な会計処理を 推進することが必要。



総合型地域スポーツクラブか否かの 判断が難しい団体の申請が増えている ことから、助成要件等の整理が必要。



これまでのクラブ育成率を踏まえて、 助成の在り方を検討することが必要。